

観光客誘客拡大事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和3年4月

一 関 市

# 観光客誘客拡大事業 公募型プロポーザル実施要領

観光客誘客拡大事業における契約の相手方を決定するにあたり、事業の専門性、実効性、創造・発展性を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、当該業務等に係る提案書の提出を受け、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者の選定をプロポーザル方式により採用するものとする。

## 1 業務の概要

### (1) 事業名称

観光客誘客拡大事業

### (2) 事業内容

観光客誘客拡大事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和3年10月31日（日）まで

### (4) 提案上限額

5,000千円（消費税相当額を含む金額）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

## 2 スケジュール

内 容	期 日 等
①公募開始（実施要領等公表）	令和3年4月20日（火）
②質問提出期限	令和3年4月26日（月）正午必着
③質問回答	令和3年4月30日（金）
④企画提案書提出期限	令和3年5月12日（水）正午必着
⑤審査委員会実施日	令和3年5月14日（金）
⑥審査結果通知	令和3年5月17日（月）
⑦契約締結	令和3年5月下旬

## 3 事業者の選定方法

### 審査委員会の設置

受託候補者は、観光客誘客拡大事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が、次に定める「4 審査概要」に基づき審査し、選定する。

## 4 審査概要

### (1) 参加資格

参加する者は、次のすべての要件をすべて満たしている者であること。

- ① 本事業の実施について、市からの依頼に即時に対応できる体制を整えていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者、若しくは更生手続開始の申立てをしている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 号（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による整理開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 参加申請書類の提出の日から受託候補者を決定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 最近 1 年間の法人市民税、固定資産税を滞納していない者であること。
- ⑦ 一関市暴力団排除条例（平成 27 年一関市条例第 38 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者
- ⑧ 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

(2) 審査基準

提出書類審査の内容について、別表審査基準を適用する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者へ郵送により書面で通知する。

## 5 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

(1) 受付期限 **令和 3 年 4 月 26 日（月）正午（必着）**

(2) 受付場所

一関市商工労働部観光物産課

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

電 話：0191-21-8413

E-mail：kanko@city.ichinoseki.iwate.jp

(3) 提出方法

別紙「観光客誘客拡大事業実施要領等に関する質問票」（様式第 1 号）に記入の上、電子メールにて提出すること。なお、メールの件名には、質疑の回数と会社名が分かるようにすることとし、提出後、必ず受信確認を行うこと。

#### (4) 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答を取りまとめて、令和3年4月30日（金）までに一関市公式ホームページに掲載する。なお、電話又は口頭による対応は行わない。

### 6 企画提案の方法等

企画提案に参加する者は、次により提出すること。

#### (1) 企画提案書等の提出

- ① プロポーザル参加申請書（様式第2号）
- ② 企画提案書（様式任意）
  - ・ 提出部数は7部とする。（正本は1部とし残りは写しで可。）
- ③ 業務スケジュール（任意様式）
  - ・ 提出部数は7部とする。（正本は1部とし残りは写しで可。）
- ④ 積算内訳書（様式任意）
  - ・ 提出部数は7部とする。（正本は1部とし残りは写しで可。）
  - ・ 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。
- ⑤ 参加者の組織等に関する事項調書（様式第3号）
- ⑥ 直近の財務諸表

#### (2) 提出先

「5-(2)受付場所」に同じ

#### (3) 企画提案書の提出期限

**令和3年5月12日（水）正午（必着）**

#### (4) 提出方法

- ① 持参又は郵送により提出すること。
- ② 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きし、提出期限までに必着のこと。

#### (5) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された企画提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ 提案上限額を超えた提案
- ⑤ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

### 7 プレゼンテーション審査に関する事項等

プレゼンテーションの内容は、企画提案書等に基づき、その内容を補完するものとする。なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション評価実施日

① 開催日 **令和3年5月14日(金)**

(参加者ごとのプレゼンテーションの時間は別途通知します。)

② 場所 一関市役所2階大会議室

③ 説明者 1者あたり2名までとする。

④ 説明時間

- ・ 1者あたり25分間(説明15分、質疑応答10分)とするが、提案者数に応じて変更する可能性がある。

⑤ 資機材

- ・ 説明は、パソコン、ビデオ等の使用は認めるが、追加資料等の配布は認めない。
- ・ プロジェクター等のセッティングを希望する場合は、事前に連絡のこと。

(2) 候補者の選定

① プレゼンテーションを受けた後、審査委員会において各企画提案の内容について審査を行う。委員会の審査により第1順位の受託候補者を決定する。

② 第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を受託候補者とする。

③ プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

## 8 契約に関する事項等

(1) 見積書の徴収

決定した受託候補者から提出された書類を基に、市と候補者との間で仕様書の内容等を協議し、市において予定価格を定める等、所定の手続きを経た後、改めて受託候補者に見積書の提出を求める。

したがって、「6 企画提案の方法等(1) 企画提案書等の提出」で当初提出した積算内訳書の額が契約額になるとは限らないこと。

(2) 契約書作成要否 要

契約保証金 一関市財務規則(平成17年一関市規則第51号)に準じ判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、市と受託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがあること。

(4) 契約者等の公表

市は、本契約について、関係事項を一関市のホームページ上で公表する。

## 9 失格事項

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 本プロポーザル参加に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなら

ない。

- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該参加者を本プロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 10 その他

- (1) 公募型プロポーザルは、受託候補者を選定するものであることから、具体的な作業は、提案等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。
- (2) 提出書類の取扱  
参加者が市へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
  - ① 提出書類は返却しない。但し、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。
  - ② 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
  - ③ プロポーザル参加するために要する経費は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
  - ④ 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
  - ⑤ 提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
  - ⑥ 提出された企画提案書等については、追加・削除等は原則として認めない。
  - ⑦ 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者側の責において許諾を得た上掲載すること。
  - ⑧ 評価内容及び選定結果について、異議申し立ては一切認めない。

## 11 問合せ先

一関市商工労働部観光物産課観光係 主任主事 上野幸子 主事 千葉智輝

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電 話：0191-21-8413

E-mail：[kanko@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:kanko@city.ichinoseki.iwate.jp)

別表（４ - (2)関係）

審査基準

審査項目及び審査観点			配点
1	実施体制	会社概要・組織体制	10
		これまでの実績	10
2	業務内容	仕様に基づき、趣旨・目的を十分に理解した提案となっているか。	20
		効果的かつ効率的に情報発信されているか。	20
		東北六県の県民に対して多数の効果が得られる内容となっているか。	20
		他に優れ、特に評価すべき内容が盛り込まれているか。	10
3	経 費	積算単価、数量、提案内容の整合性がとれているか。	10
合計			100